

○予備自衛官永年勤続者表彰の実施について（通達）

平成3年11月18日

海幕人第5289号

改正 平成8年6月28日 海幕人第3011号〔第1次改正〕
平成10年5月20日 海幕人第2473号〔第2次改正〕
平成10年12月8日 海幕人第5717号〔第3次改正〕
平成19年1月9日 海幕人第45号〔防衛庁設置法の一部を改正する法律の制定に伴う関連通達の一部変更について（通達）第2項による改正〕
平成20年4月11日 海幕人第2761号〔第4次改正〕

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

予備自衛官永年勤続者表彰の実施について（通達）

標記について、別添によるほか、別紙第1により実施されたい。

また、海上幕僚長の行う予備自衛官永年勤続者の表彰については、別紙第2のとおり定める。

なお、「予備自衛官永年勤続者表彰の実施について（海幕人第4109号。59. 10. 1）」は、平成3年11月30日をもって廃止する。

この通達は、平成3年12月1日から施行する。

添付書類：別紙第1・別紙第2

写送付先：部内全般

別紙第1

予備自衛官永年勤続者表彰の細部要領

1 表彰状等の準備及び保管

次の表に示す表彰状等は、海幕において毎年度一括準備し、保管する。

表 彰 状 等	規 格
表 彰 状	
紙 筒	直径 47 ミリメートル、長さ 360 ミリメートル
金杯（金メッキ） 及び付属品一式	直径 105 ミリメートル、桐箱入り

2 表彰状等の伝達

(1) 伝達者

予備自衛官及び即応予備自衛官永年勤続者表彰実施基準について（通達）（防人2第6163号。3.10.29以下「次官通達」という。）第5項の「海上幕僚長が指定する伝達者」は、地方総監（以下別紙第1において「伝達者」という。）

(2) 伝達準備

伝達者は、海幕人事計画課に所要の表彰状等を請求し受領する。

3 報告

(1) 受賞予定者

伝達者は、翌年度において次官通達第2項により表彰を受けることとなる者（以下別紙第1において「受賞予定者」という。）を11月末日現在で調査し、付紙様式第1により名簿を作成し、12月15日までに海上幕僚長に報告する。

(2) 受賞者

伝達者は、表彰状等の伝達を実施した場合は、表彰を受けた者（以下別紙第1において「受賞者」という。）の名簿を次の表により作成し、海上幕僚長に報告する。

なお、名簿の原議書又は、控えは総監部において永久保存する。

受賞期日	報告期限	報告様式
4月1日から9月30日までの間	10月15日	付紙様式第2
10月1日から3月31日までの間	4月15日	

4 その他

(1) 勤務記録表等への記載

受賞者の予備自衛官勤務記録表及び同抄本の賞罰欄に、次の例により記載する。

記載例

年月日	種類	部隊名
80. 10. 21	永年勤続者表彰（防衛大臣）	神奈川地連

(2) 名簿の写送付先

伝達者は、第3項により作成した名簿の写しを受賞予定者及び受賞者の担当地連部長に送付する。

別紙第2

海上幕僚長以下の行う予備自衛官永年勤続者表彰の要領

1 表彰権者等

(1) 表彰権者及び表彰基準は、次の表のとおりとする。

表彰権者	表彰基準
海上幕僚長	ア 予備自衛官として勤務した期間が20年以上であり、かつ、招集時の勤務成績が良好であること。 イ 表彰を受ける年度及びその直近の2箇年間を連続して訓練招集に出頭した者であること。
地方総監	予備自衛官として勤務した期間が10年以上であり、かつ、招集時の勤務成績が良好であること。
(地連部長)	(予備自衛官として勤務した期間が5年以上であり、かつ、招集時の勤務成績が良好であること。) (注)

注：陸上幕僚長通達（予備自衛官及び即応予備自衛官永年勤続者表彰の実施について（通達）（陸幕人計第 356 号。3.11.15））による（地連部長の行う表彰については、（海上自衛隊の予備自衛官に対しても適用される。））。

- (2) 勤務した期間は、防衛大臣の行う表彰に係る勤務期間計算要領により計算する。
- (3) 同一表彰権者による表彰は、同一の予備自衛官について 1 回限りとする。
- (4) 表彰の時期は、訓練招集に出頭した際の当該訓練招集期間の末日に行う。

2 表彰の方法

(1) 表彰権者が海上幕僚長の場合

- ア 付紙様式第 1 による表彰状を授与して行う。
- イ 前アの表彰状には、原則として副賞を添えるものとする。

(2) 表彰権者が地方総監の場合

付紙様式第 2 による表彰状を授与して行う。

3 表彰状等の授与

表彰状等は、表彰権者が授与するもののほか、次の表の左欄に掲げる者について、それぞれ右欄に掲げる者（以卜別紙第 2 において「伝達者」という。）が、伝達する。

表 彰 権 者	伝 達 者
海上幕僚長	地方総監又はその指定する者
地方総監（注）	地方総監の指定する者

注：地連部長から、表彰状等の伝達を依頼された場合を含む。

4 表彰状等の伝達準備

伝達者は、次の表により、所要の表彰状を請求し受領する。

表彰権者	表彰状等	規 格	請求先
海上幕僚長	表 彰 状	付紙様式第 1	海 幕 人 事 計 画 課
	紙 筒	直径 47 ミリメートル、 長さ 360 ミリメートル	
地方総監	表 彰 状	付紙様式第 2	地 方 総 監 部 人 事 課
	紙 筒	直径 47 ミリメートル、 長さ 300 ミリメートル	

5 報告

(1) 受賞予定者

地方総監は、翌年度において、第 1 項により表彰を受けることとなる者のうち、表彰権者が海上幕僚長であるものを、2 月末日現在で調査し、別紙第 1 の付紙様式第 1 により名簿を作成し、3 月 31 日までに海上幕僚長に報告する。

(2) 受賞者

地方総監は、第3項により表彰状等を授与した場合（伝達した場合を含む。）は、表彰を受けた者（以下別紙第2において「受賞者」という。）の名簿を別紙第1の付紙様式第2により作成し、翌年度の4月15日までに海上幕僚長に報告する。

なお、上記の名簿の原議書又は控えは総監部において永久保存する。

6 その他

(1) 勤務記録表等への記載

受賞者の予備自衛官勤務記録表及び同抄本の賞罰欄に、次の例により記載する。

記載例

年 月 日	種 類	部隊名
55. 8. 14	永年勤続者表彰（神奈川県連部長）	神奈川県連
60. 10. 17	〃（横総監）	神奈川県連
70. 10. 15	〃（海幕長）	神奈川県連

(2) 名簿の写送付先

地方総監は、第5項により作成した名簿の写しを受賞予定者及び受賞者の担当地連部長に送付する。

付紙様式第1

発簡番号
発簡年月日

海上幕僚長 殿

平成 年度予備自衛官永年勤続者表彰受賞予定者（ ）

地 方 総 監

番 号	地 連	指 定		氏 名	年 齢	職 業	予備自衛官 採用年月日	勤 務 年 数	最近の訓練出頭日数		備 考
		階 級	特 技						年 度	年 度	

分類番号：E-E0-E00

保存期間：1年

保存期間満了時期：

注：1 用紙は、A4判横長とする。

2 表彰権者別に作成し、（ ）には、「防衛大臣」又は「海幕長」と記入する。

3 氏名欄には、予備自衛官の人事記録に記載されたものと同じものを、楷書で正確に記入する。

4 職業欄には、公務員、会社員、農業等のように記入する。

5 勤務年数欄には、予備自衛官に採用された日の属する月から表彰されることとなる日の属する月までの月数により計算したものを記入する。

6 最近の訓練出頭日数欄には、表彰を受ける年度の前年度及び前々年度の訓練出頭日数を記入する。

発簡番号
発簡年月日

海上幕僚長 殿

平成 年度予備自衛官永年勤続者表彰受賞者名簿 ()

地方総監

番号	地連	指定階級	氏名	年齢	職業	区分	予備自衛官採用年月日	表彰年月日	勤務年数

分類番号：E-E0-E00

保存期間：1年

保存期間満了時期：

- 注：1 用紙はA4判縦長とし、1葉に最大20名記載する。
- 2 表彰権者別に作成し、()内には、「防衛大臣」、「海幕長」又は「総監」と記入する。
- 3 地連、指定階級、年齢、職業及び勤務年数欄には、表彰年月日現在のものを記入する。
- 4 区分欄には、在職又は死亡退職の別を記入する（防衛大臣の行う表彰のみ。）。

付紙様式第1

海上幕僚長	海将	氏	名	印
平成	年	月	日	
右は二十年以上にわたり予備自衛官としてのその責務を自覚し幾多の困難を克服して訓練招集に出頭し精励したことは他の模範である よって多年の努力をたたえここにこれを表彰する				
予備 階級 氏 名				
表 彰 状				

付紙様式第2

地方総監	海将	氏	名	印
平成	年	月	日	
右は十年以上にわたり予備自衛官としてその責務を自覚し幾多の困難を克服して訓練招集に出頭し精励したことは他の模範である よってここにこれを表彰する				
予備 階級 氏 名				
表 彰 状				

陸上幕僚長
海上幕僚長 殿
航空幕僚長

事務次官

予備自衛官及び即応予備自衛官の永年勤続者表彰実施基準について（通達）

改正 平成10年3月25日 防人2第1751号
平成19年1月9日 防人計第354号

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

なお、「予備自衛官永年勤続者表彰実施基準について（防人2第6816号。59.9.19）」は、平成3年11月30日をもって廃止する。

添付書類：別紙

別紙

予備自衛官及び即応予備自衛官の永年勤続者表彰実施基準

1 趣旨

予備自衛官（自衛隊法第70条第3項の規定により自衛官となっている者を含む。以下同じ。）及び即応予備自衛官（同法第75条の4第3項の規定により自衛官となっている者を含む。以下同じ。）に対する防衛大臣の行う永年勤続の表彰は、この基準により実施するものとする。

2 被表彰者

(1) 表彰は、次に掲げる条件に該当する予備自衛官及び即応予備自衛官（以下「予備自衛官等」という。）に対して行う。

ア 予備自衛官等として勤務した期間が30年以上であること。

イ 招集時の勤務成績が良好であること。

ウ 表彰で受ける年度及びその直近の2箇年間に連続して訓練招集に出頭していること。

(2) (1)アの期間は、予備自衛官等の採用された日の属する月から表彰されることとなる日の属する年度までの月数によつて計算する。ただし、正当の事由によらないで訓練招集に応じなかった場合においては、当該訓練招集に応じなかった日の属する月から再び訓練招集に応じた日の属する月の前月までの月数を(1)アの期間から除算して計

算する。

- (3) 予備自衛官等が退職した日の属する月に再び予備自衛官等として採用された場合には、引き続いて勤務したものとして取り扱うものとする。
- (4) 予備自衛官を退職した後、退職した日の属する翌月以降再び予備自衛官等に採用された者については、それぞれの期間に係る月数を合算する。
- (5) 表彰は、同一の予備自衛官等について1回限りとする。
- (6) 死亡により退職（以下「退職」という。）をする者については、(1)ア中「30年」とあるのは「25年」と、(1)イ中「30回」とあるのは、「25回」と読み替えて、この基準を適用する。

3 表彰の時期

- (1) 第2項(1)の条件に該当する者の表彰は、訓練招集に出頭した際の当該訓練招集期間の末日に行う。ただし、これにより難しい場合は、それ以後の日に行うことができる。
- (2) 第2項(6)の条件に該当する者の表彰は、退職の日付で行う。

4 表彰の方法

- (1) 表彰は、予備自衛官として30年以上勤務した者に対しては別記様式第1—1による表彰状を、予備自衛官及び即応予備自衛官として30年以上勤務した者に対しては別記様式第1—2による表彰状を、即応予備自衛官として30年以上勤務した者に対しては別記様式第1—3による表彰状を授与して行う。
- (2) 前号の表彰状には、副賞として記念品を添える。

5 表彰状等の授与

表彰状及び副賞（以下「表彰状等」という。）は、防衛大臣が授与するもののほか、次の表の左欄に掲げる者（以下「伝達者」という。）が、それぞれ同表の右欄に掲げる者に対して伝達する。

伝達者	被表彰者
陸上幕僚長又はその指定する者	陸上自衛官の階級を指定されている予備自衛官等
海上幕僚長又はその指定する者	海上自衛官の階級を指定されている予備自衛官
航空幕僚長又はその指定する者	航空自衛官の階級を指定されている予備自衛官

6 表彰状等の伝達の報告

陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）は、表彰状等の伝達を実施した場合（指定を受けた者が実施した場合を含む。）は、その伝達の時期が4月1日以降9月30日までの間に属するものについては10月末日までに、10月1日以降翌年3月31日までの間に属するものについては4月末日までに、それぞれ別記様式第2

により防衛大臣に報告しなければならない。

7 名簿の保管

伝達者は、表彰を受けた者の名簿を別記様式第3により保管しなければならない。

8 表彰予定数の通知

幕僚長は、翌年度において表彰を受けることとなる者の予定数を、別記様式第4により毎年12月末日までに人事教育局長に通知するものとする。

9 その他

- (1) 幕僚長は、この基準により表彰することが適当でないと認められる場合には、その都度人事教育局長と協議するものとする。
- (2) この基準の運用について必要な細部事項は、人事教育局長が定める。
- (3) この基準は、平成10年3月26日から施行する。

別紙様式1-2

平成 年 月 日	あなたは永年にわたり予備自衛官及び即応予備自衛官としてその使命の重要性を深く認識しよく職務に精励しましたよってここにこれを表彰します	氏 名	表 彰 状
防衛大臣 氏名 印			

表彰状	氏名
あなたは永年にわたり予備自衛官としてその使命の重要性を深く認識しよく職務に精励しました	
よってここにこれを表彰します	
平成 年 月 日	
防衛大臣 氏名 印	

表彰状	氏名
あなたは永年にわたり即応予備自衛官としてその使命の重要性を深く認識しよく職務に精励しました	
よってここにこれを表彰します	
平成 年 月 日	
防衛大臣 氏名 印	

別紙様式第2

平成 年 月 ~ 平成 年 月

予備自衛官等永年勤続者表彰受賞者人員表

地方連絡部 又は部隊名	区分	勤続年数30年以上				死亡退職				合計			
		幹部	准尉	曹	計	幹部	准尉	曹	計	幹部	准尉	曹	計

注：1 用紙は、A4判横長とする。

2 受賞者が現に予備自衛官である場合にあつては、地方連絡部別単位とし、受賞者が現に即応予備自衛官である場合にあつては、当該即応予備自衛官について自衛隊法第75条の3の規定に基づき指定されている部隊別単位とする。

別紙様式第3

平成 年度予備自衛官等永年勤続者表彰受賞者名簿

番号	地方連絡部 又は部隊名	指定 階級	氏名	年齢	職業	区分	採用 年月日	表彰 年月日	勤務 年数

注：1 用紙は、A4判縦長とし、1葉に20名を記載する。

2 受賞者が現に予備自衛官である場合にあつては、地方連絡部別単位とし、受賞者が現に即応予備自衛官である場合にあつては、当該即応予備自衛官について自衛隊法第75条の3の規定に基づき指定されている部隊別単位とする。

3 地方連絡部又は部隊名、指定階級、年齢、職業及び勤務年数は、表彰年月日現在のものを記載する。

4 区分欄には、在職又は死亡の別を記載する。

別紙様式第4

平成 年 月 ~ 平成 年 月

予備自衛官等永年勤続者表彰受賞者人員表

区分 地方連絡部 又は部隊名	勤続年数30年以上				退職(勤務年数25年以上)				合計			
	幹部	准尉	曹	計	幹部	准尉	曹	計	幹部	准尉	曹	計
計												

注：1 用紙は、A4判縦長とする。

2 受賞者が現に予備自衛官である場合にあっては、地方連絡部別単位とし、受賞者が現に即応予備自衛官である場合にあっては、当該即応予備自衛官について自衛隊法第75条の3の規定に基づき指定されている部隊別単位とする。